<<官報登載前の手続き>>

- ○公告手続き(宅建業法30条)
 - (1) 福岡県庁建築指導課に提出するもの
 - ・取戻し公告(原稿) 2音
 - ・公告届(福岡県知事あて) 1部

取戻しの事由	公告・届出者	使用印鑑
・廃業・失期の場合	代表者	代表者印
・従たる事務所廃止の場合		
・解散の場合	精算人	左の登録印
・破産の場合	破産管財人	左の登録印
・合併消滅の場合	合併後の新しい法人	代表者印

印鑑証明書を添付してください。

- ※ 届出者が上記の方以外の時は、必ず委任状を持参してください。
- ※ 届出者の方の運転免許証などの身分証明書を持参してください。
- ※ 可能な場合、使用印鑑も持参してください。

(2) 添付書類

- ・ 廃業届・変更届の写し (廃業・従たる事務所廃止の場合。県土の受付印があるもの)
- ・ 供託書の原本(原本は受付後にご返却します)
- ※これ以外にもお願いすることがありますので、事前にお問い合わせください。

(3) 受付後の手続き

提出物は、記載事項に不備や誤記のないことを確認後、それぞれに受付印を押して返却 します。これを、福岡県官報販売所(政府刊行物普及(株))に携行し、直接、官報登載手 続きをしてください。

登載手続きの詳細は、同所に問い合わせください。

官報登載費用 1行(45字)あたり5,708円(平成15年4月1日改正後)

<<官報登載後の手続き>>

○「債権の申出のない証明願」と「営業保証金の取戻し」

官報登載日の翌日から起算し、6月経過後に「債権の申出のない証明願」を申請することができます。起算日は登録申請日ではないのでご注意ください。

(例:4月2日官報登載→10月3日以降)

- (1) 福岡県庁建築指導課に提出するもの
 - ・債権の申出のない証明願 2部
 - ・登載された官報の写し
 - ・切手付き返信用封筒
 - · 証明手数料 福岡県領収証紙:400円

※これ以外にも提出をお願いすることがありますので、事前にお問い合わせください。

(2) 証明の発行

債権の申出の確認等がありますので、当日の発行は出来ません。数日程度の日数を要します。

(3) 営業保証金取戻しの手続き

供託をした法務局に証明書を携行し、営業保証金取戻し手続き(供託物払渡請求)をしてください。手続きは法務局に直接問い合わせください。